



令和 8 年 7 月 31 日

航空局航空ネットワーク企画課

北海道エアポート(株)及び(公財)茨城県開発公社の

旅客取扱施設利用料の上限認可について

空港法第 15 条に規定する指定空港機能施設事業者である北海道エアポート株式会社及び公益財団法人 茨城県開発公社からの旅客取扱施設利用料(※)の上限認可申請について、同法第 16 条に基づき、本日(7月 31 日)付で認可しました。

※旅客取扱施設利用料…空港の旅客ターミナルビルの利用対価として、航空旅客から徴収する料金。

1. 空港の名称 (1)新千歳空港
(2)百里飛行場
2. 申請者 (1)北海道エアポート株式会社
(2)公益財団法人 茨城県開発公社
3. 料金の上限
(1)新千歳空港
〈国内線〉(消費税込)
大人 530 円(満 12 歳以上) 小人 260 円(満 3 歳以上 12 歳未満※)
※満 3 歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金

(2)百里飛行場
〈国内線〉(消費税込)
大人 199 円(満 12 歳以上) 小人 99 円(満 3 歳以上 12 歳未満※)
※満 3 歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金
4. その他
 - ・料金の徴収開始時期: 令和 8 年 10 月 25 日以降の発券分から
 - ・料金の徴収方法: 航空券に含ませ航空運賃と同時に徴収

【問合せ先】

航空局 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 初谷、山本

代表: 03-5253-8111(内線: 49-115、49-107)、直通: 03-5253-8715